

# 個人情報管理規定

## (目的)

第1条 この規定は、医療法人社団仁恵会石井病院(以下「病院」という。)における個人情報について必要な事項を定め、適正な個人情報保護の管理を目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1)個人情報とは、石井病院に勤務する職員(以下「職員」という。)が職務上知り得た氏名、性別、生年月日など個人を識別できる情報に加え、個人の身体、財産、職種、肩書、などの属性に関して、事実、判断、評価、を表す全ての情報であり、各所属において管理しているものをいう。

2)前項に掲げる以外の個人情報

①診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院患者の入院中の診療経過記録の要約、保険証の記号・番号、レセプト、他の医療機関からの照会に対する回答、症例検討資料

②ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供するサービス内容等の記録

③医療事故の状況記録

## (適用範囲)

第3条 この規定は病院内の患者及び職員に関する全ての個人情報を適用範囲とする。

## (利用目的の特定)

第4条病院は個人情報を取り扱うに当たって、利用目的を特定し、利用目的以外に個人情報を患者及び職員に利用させてはならない。

## (利用目的による制限)

第5条 職員は、予め本人の同意を得ないで、第7条に規定された利用目的に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (職員の守秘義務)

第6条 当院に勤務する職員(医師、薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学士、介護支援専門員、その他の職員を含む)は業務の遂行上知り得た患者様の情報(個人の秘密)(第2条第1項及び第2項に規定する情報)を漏らしてはならない。又、職員でなくなった後においても同様とする。

## (利用目的の公表)

第7条 病院は患者を診察し、治療方針を決めるため患者個人の過去の病歴や生活歴、嗜好、家族の状況等を収集した診療情報についてその利用目的及び収集した診療情報の管理する方法について公表し、院内に掲示するものとする別紙1及び別紙2のとおりとする。

又、利用目的を変更する場合は本人へ通知するものとする。

但し救急の患者で緊急の処置が必要な場合はこの限りでない。

## (本人への同意を必要としない場合)

第8条 以下に掲げる項目については、本人の同意を得る必要はない。

(1)法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査の場合、介護保険法に基づく不正受給者に係る市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告など、法令に基づいて個人情報を利用する場合。

(2)人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上、または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 本人の同意を得るために個人情報を利用する場合。

(6) 個人情報を匿名化するために個人情報を加工する場合。

(個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保)

第9条 個人情報の適正な取得、個人データの正確性の確保について次の事項を定める。

(1) 職員は、偽りその他不正手段により個人情報を取得してはならない。

(2) 職員は診療のために必要な過去の受診歴については、真に必要な範囲で、本人から直接収集することを原則とする。ただし、本人以外の家族から収集することが診療上または適切な介護サービスの提供上やむを得ない場合はこの限りでない。

(3) 親の同意なく、十分な判断能力を有していない子供から家族の個人情報を取得してはならない。

(4) 職員は、適正な医療・介護サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確な内容に保つよう努めねばならない。

(安全管理措置)

第10条 病院は個人情報を適切に保護し管理するために個人情報管理責任者をおく。

管理責任者は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人データの漏洩、滅失、又は、棄損の防止その他の個人データの安全管理を図るために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(職員の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報を適正に管理するため、関係職員(各部署所属長)に対し個人情報の重要性を鑑み、個人情報の適正な取得及び情報の漏洩、滅失、棄損の防止について教育の徹底をはかるとともに常に情報の管理状況を把握しなければならない。

(委託先の監督)

第12条 病院は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、個人情報管理責任者は受託業者に対し適切な監督を行わなければならない。

(相談窓口の設置)

第13条 病院は、個人情報保護規定において、情報保護に関する相談等に対応するための個人情報保護相談窓口を設置する。

(電子情報の管理)

第14条 病院電子情報管理規定に基づくものとする。

(開示)

第15条 診療情報提供に関する規定に基づくものとする。

附則

1. この規定は、平成17年9月1日から施行する。
2. この規定は、令和5年5月12日に変更する。